

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について①

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

当薬局は、厚生労働大臣が定める施設基準のうち、以下の項目について地方厚生（支）局長に届出を行っています。



調剤基本料	1	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	1	27点
電子的調剤情報連携体制整備加算		8点
調剤ベースアップ評価料		4点

医療の透明化のために明細書を発行しています

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております。

処方せん受付回数が月1,800回以下で、同一グループ薬局数が300店舗未満で処方せん受付回数の合計が月に3.5万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。後発医薬品の調剤率が50%をこえて、地方厚生局長に報告しています。他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について②

調剤管理料

当薬局は調剤管理料を算定しています。

患者さんやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さんごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

また、当局は医療情報取得加算を算定しています。

オンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して調剤を行っています。

服薬管理指導料

当薬局は服薬管理指導料を算定しています。

患者さんごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について③

電子的調剤情報連携体制整備加算

当薬局は、電子的調剤情報連携体制整備加算の届出を行っている保険薬局です。医療DXを活用した安全な調剤のため、以下の体制を整備しています。

- ・電子処方箋システムに対応し、重複投薬・相互作用のチェックを実施しています
- ・オンライン資格確認を通じて、患者様の診療情報・薬剤情報を取得・活用しています
- ・マイナ保険証利用率30%以上の実績を維持しています
- ・調剤録・薬歴の電子化により、情報連携の質向上に取り組んでいます

地域支援・医薬品供給対応体制加算

当薬局は、地域支援・医薬品供給対応体制加算1の届出を行っている保険薬局です。地域医療に貢献する以下の取組を実施しています。

- ・他薬局への医薬品分譲など、医薬品供給体制の確保
- ・後発医薬品数量シェア85%以上の実績

調剤ベースアップ評価料

当薬局は、調剤ベースアップ評価料の届出を行っている保険薬局です。

- ・40歳未満の勤務薬剤師および事務職員（※管理薬剤師は除く）の賃金改善に取り組んでいます
- ・賃金改善計画書を作成し、地方厚生（支）局長に届け出ています